

新要件に基づくがん診療連携拠点病院の指定の考え方

1 指定要件の充足状況

- 指定に当たっては、原則、「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成20年3月1日付け健発第0301001号厚生労働省健康局長通知)(以下「指針」という。)に定める必須要件を充足していることとする。

2 2次医療圏数を超える数の医療機関ががん診療連携拠点病院に指定されることとなる場合

地域がん診療連携拠点病院にあつては、2次医療圏(都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。)に1カ所整備するものとする。ただし、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りではないものとする。(指針抜粋)

- 2次医療圏数を超える数の医療機関ががん診療連携拠点病院に指定されることによる、当該医療圏や都道府県のがん診療体制における相乗効果が、都道府県の推薦意見書に数値目標などを用い記載されていることとする。
- なお、2次医療圏数を超える数の医療機関をがん診療連携拠点病院に指定する理由として、単に人口が多いということだけでなく、がん患者の通院圏域、がん診療連携拠点病院間の機能的役割分担、隣接する医療圏との関係等について、都道府県において十分な説明があることとする。
- また、都道府県は、拠点病院の運営が適切に行われるための体制を確保するよう努めることとする。

3 2医療機関が都道府県がん診療連携拠点病院に指定されることとなる場合

- 都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県に1カ所整備することとされているが、都道府県がん診療連携拠点病院が2医療機関となることによる両医療機関の機能的役割分担、相乗効果等について、都道府県の推薦意見書に数値目標を用いて記載されているなど十分な説明があることとする。

<参考>過去の申請

(1) 都道府県がん診療連携拠点病院が2か所認められた理由

①宮城県

平成18年7月28日に開催された第1回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会における議論のポイントは以下のとおり。

- ・ 推薦の両医療機関ともに指定要件を満たしている。
- ・ 両医療機関の機能的役割分担、都道府県がん診療連携拠点病院が2医療機関となることによる相乗効果等について、十分な説明がある。
- ・ がんの診療機能を評価する指標として年間の新規入院がん患者数を見た場合、宮城県立がんセンターが約4,000名、東北大学医学部附属病院が約5,000名である。

②東京都

平成19年1月17日に開催された第4回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会における議論のポイントは以下のとおり。

- ・ 推薦の両医療機関ともに指定要件を満たしている。
- ・ 両医療機関の機能的役割分担、都道府県がん診療連携拠点病院が2医療機関となることによる相乗効果等について、十分な説明がある。
- ・ がんの診療機能を評価する指標として年間の新規入院がん患者数を見た場合、都立駒込病院が約8,000名、(財)癌研究会有明病院が約11,000名である。

③福岡県

平成19年1月17日に開催された第4回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会における議論のポイントは以下のとおり。

- ・ 推薦の両医療機関ともに指定要件を満たしている。
- ・ 両医療機関の機能的役割分担、都道府県がん診療連携拠点病院が2医療機関となることによる相乗効果等について、十分な説明がある。
- ・ がんの診療機能を評価する指標として年間の新規入院がん患者数を見た場合、(独)国立病院機構九州がんセンターが約5,000名、九州大学病院が約7,000名である。

(2) 都道府県がん診療連携拠点病院が2か所認められなかった理由

①岩手県

- ・ 推薦の医療機関が指定要件の一部を満たしていない。

②山形県

- ・ 年間の新規入院患者数が2,000名程度の医療機関を推薦している。

③滋賀県

- ・ 人口規模が過去に2か所認められなかった岩手県、山形県と同規模であり、また、年間の新規入院患者数が2,000名程度の医療機関を推薦している。

(参考) 7都府県の人口比較

宮城県	2,371,683人	(平成18年4月30日現在)
東京都	12,787,981人	(平成19年9月1日現在)
福岡県	5,059,959人	(平成19年10月24日現在)
岩手県	1,375,126人	(平成18年9月1日現在)
山形県	1,207,513人	(平成18年10月1日現在)
滋賀県	1,388,705人	(平成19年4月1日現在)
京都府	2,635,380人	(平成20年9月1日現在)